NPO法人
学校安全ネット通信№14
(2022.9.15)発行

発行責任者　事務局長・浅見洋子

～ともに～　皆心一つに

学校安全ネット通信　No.１４
コラム特集

頁１　目　次
頁２　コラム　その１　「やはり本好き」　弁護士　掛川　亜紀
頁３　〃　その２　「子どもの問題行動 その奥に何が…」
会　員　木村　伸子
頁４　コラム　その３　「『いじめと法』の研究について」
会　員　永田　憲史
頁５　〃　その４-1「『季刊教育法』の学校安全コーナー考」
頁６　〃　その４-2「『季刊教育法』の学校安全コーナー考」
弁護士　原田　敬三
・第８回オンライン公開学習会のご案内
講師　森田 志歩さん(NPO法人プロテクトチルドレン代表)
頁７　コラム　その５-1　「渡部吉泰先生を悼む」
〃　その５-1　「渡部吉泰先生を悼む」　弁護士　出井　博文
・お知らせします　―成田征一氏　逝去―
頁８　安全ネットがお薦めするこの一冊
「聖職と労働のあいだ～教員の働き方改革への理論～
弁護士　曽我　智史

☆ＮＰＯ法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員 3,０００円　☆賛助会員 5,０００円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　00130－9－346463
加入者名　ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元　・　お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　０３－３５１１－５０７０
FAX　０３－３５１１－５７８４
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

NEW!
スマホからも見られます

事務局所在地
〒102-0072
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル1706号
南北法律事務所　内

第８回オンライン公開学習会のご案内

記

1　日時　2022年9月17日(土)14時～16時

2　オンライン学習会（ZOOM）

★　申し込み者に対してZOOMの URLを逐次送信 します。

3　講演テーマ　“早く助けて” 子どもからのSOSと向き合う

講　師　　森　田　志　歩　さん

(NPO法人プロテクトチルドレン代表)

「私は１人でも多くの子どもを救いたい。だから私のことを取材して、こういう人がいるよと子どもたちに伝えてほしい」と、いじめや不登校などの相談を受け、解決をサポートするNPO法人「Protect Children ～えいえん乃えがお～」の代表者です。

4　申し込み方法 …　下記メールにお申し込みください。

E-mail　uta@yoko-no-heya.jp

http://gakouanzen-network.com

☆　締め切りは９月１５日（木）まで

お知らせします。

一九九四年八月十一日、会津高校柔道部合宿中、熱中症で命を落とした成田直行さん（当時十六歳）。

両親は、息子の死の原因を知りたいと「学校災害から子どもを守る全国連絡会」に連絡し、飯田橋の法律事務所に来ました。父征一氏は話しました。

「犯罪は、警察が調べます。火災は、消防署か調べます。学校は調査してくれません。学校で命を落とした息子の死の原因は、弁護士さんに依頼するしかありません」と。

福島地方裁判所会津支部に提訴してから二年四ケ月、仙台高等裁判所で和解が成立しました。

裁判後、両親は学校事故防止を願い活動を続けました。

ともに教職に従事してた両親は、裁判支援に、学校事故裁判の傍聴に全国に足を運びました。そして、息子の裁判傍聴を続けてくれた教職員仲間と福島県で子ども支援組織を作りました。この組織は、三・一一東日本大震災の折には、子どもの居場所確認に大きな力を発揮されたと伝え聞きました。

二〇二二年一月四日（享年七八歳）
成田征一氏が、逝去されました。

よりご冥福を
お祈り申し上げます。

特集

コラムその1

やはり本好き

弁護士　掛川　亜季

夏休みといえば、読書の時期。

日頃も本に囲まれて過ごしているが、なかなか落ち着いて本を読む時間が取れない身にとって、夏休みは貴重な読書タイムだ。これはきっと私だけではないだろう。大手出版社は、毎夏文庫本のフェアを行うし、小学生にも課題図書が示され読書感想文を書くという宿題が出るのだ。この読書感想文、かなり苦しめられたという人も少なくないが、私にはあまり苦しんだ記憶がない。単に記憶喪失しているだけだろうか、それとも適当にこなしてしまったのだろうか。なんとなく後者の気がするが、しかしこのコラム執筆は猛暑のせいか、なかなか筆が進まなかったので、前者なのかもしれない。

最近は電子書籍も普及しているが、私は従来ながらの紙の本を好む。昼下がり、カーテン越しに爽やかな風が吹き抜ける中で本を読むときほど幸せなことはない。もっとも最近の猛暑のもと、東京では夏にこのような条件は望めない。涼しい地域に脱出ができるときはよいが、そうでなければ苦手なエアコンの風吹く中でとなる。電車移動中も貴重な読書タイムだが、コロナ禍のもと電車に長時間乗る機会が乏しくなりがちだ。

本の表紙や、各ページの薄かったりしっかりとしていたり、それぞれの本ごとの特徴がある手触りは、読書タイムにはなくてはならない触覚だ。分厚いハードカバーだと持つ手が痛くなり、持つ手を変えたり体勢を変えたりしつつも、ページからは目を離さない。そうこうしているうちに眠くなることもあるが、そんなときの貴重な相棒は栞だ。それぞれの本のテイストにできるだけ合わせつつ手近なポストカードや美術館のチケットの半券などを活用している。電子書籍ではこういった楽しみは味わえない。

カバンの中にはたいがい読みかけの本が数冊入っており、そのときの気分に応じて読んでいる。カバンは重くなるが、体力づくりと思えば（限度はあるが）我慢できる。自宅にも職場にも、読みかけの本は平積みされており、いつでも手に取れる。しかし、業務周りの書籍や資料を次々と読む必要が多い一方、移動時間＝読書時間が削られており、読むべき本は、たまり続けている。関心のある分野の本も興味深く、時間を忘れるほど楽しいものもあるのだが、最近、小説がなかなか読めない。

小説が読みたい、とつぶやくこの頃である。

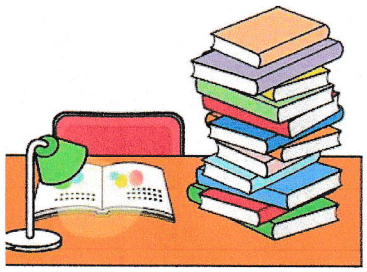

特集

コラムその2

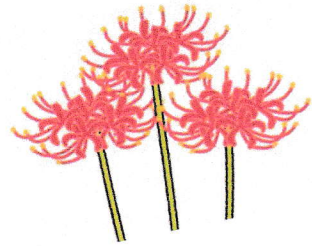

子どもの問題行動 その奥に 何が…

会員　木村伸子

問題行動を起こすきっかけは私にはわからないが、時々教室で暴れて校内を逃げ回る男子児童がいた。その度に担任教師はその子を追いかけて探していた。ある時事務室へ飛び込んできて、私が仕事をしている事務机の脚元に潜り込んで身を隠した。そして口元を指で押さえて「黙ていて」という仕草をした。次の授業が始まると教室へ戻っていった。何回かそんなことがあって、ある時私の隣に座ってぽつっと「お母さんは子どもを捨てられるのかい？」と聞かれた。訳が分からずにいると「僕のお母さんは、3つの時僕を捨てて出て行った。」そんなやり取りをする中で彼の日ごろの問題を起こすきっかけが生母に対する思いにあるのではないかと感じられた。「今のお母さんだって君を大事にやさしくしてくれているじゃない。」「だけど僕を産んだお母さんに会いたい。」「お父さんに言ってみたら」「そんなこと言えない」事務職員は私一人なので、彼は自分が抑えられなくなると事務室へ来た。今まで誰にも自分の心に抱いていた悩みを打ち明けられず、問題のある子として扱われてきた子どもの心情を、私はどう受け止めたらいいのだろうか。ただ黙って彼の言うことを聞いているだけなのだろうか？

ある日、彼が明るい顔つきで事務室に入ってきた。「お母さんに会わせてくれるって。お父さんにお願いできた。」それだけ言うとさっさと出て行った。

その後しばらく彼は事務室に来なくなった。卒業間近になったころ、「お母さんは僕を捨てたんじゃなかったんだって。話もいっぱいできた。時々会ってもいいって。」

担任の教師に彼が問題行動を起こすきっかけを話したことがある。個々の子どもが抱えている家庭の事情を私には知る由もなく一人では抱えられない。スクールカウンセラーのいない時代、学校で働く多くの職種の人が成績評価しない大人として、様々な場面で子どもと関わっていた。

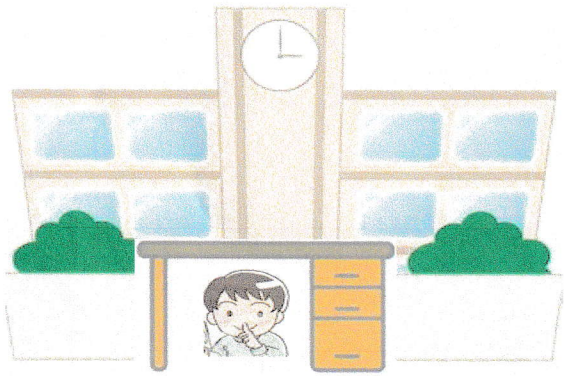

特集

コラムその3

「いじめと法」の研究について

会員　永田憲史

1　自己紹介

みなさん、こんにちは。関西大学法学部教授の永田憲史と申します。

昨年度の公開学習会に２回参加させていただいたことをきっかけに、本年度、入会させていただきました。

公開学習会では、市川先生並びに喜多先生（五十音順で書かせていただきました）をはじめとする学会の泰斗の先生方や精力的に活動してこられた弁護士の先生方をはじめとする専門職の先生方のやり取りを直接拝聴することができ、大変勉強になりました。

また、御著書でお名前を拝見するだけだった事務局長の浅見さんともメールで心あたたまるやり取りをさせていただくことができました。

みなさま、どうか御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2　刑事学・刑事政策と「いじめと法」

私は、刑事学・刑事政策の研究者として、特に死刑及び罰金刑の研究をしてまいりました。

最近は、それらに加えて、「いじめと法」の研究、特にいじめ防止対策推進法２８条の重大事態の調査の研究に取り組んでいます。

私の研究室ウェブサイト〈https://penology.jimdofree.com/〉の「研究業績」のページでは、多くの論稿について、全文をPDFファイルで提供するページ（関西大学リポジトリ）にリンクを貼っていますので、御高覧賜れますと幸甚です。

関西大学法学部では、２０２１年度より、日本で唯一と思われる「いじめと法」の授業を担当しています。

刑事学・刑事政策と「いじめと法」は、一見するとそれほど関連性がないように感じられるかもしれません。

しかし、刑事学・刑事政策においては、伝統的に隣接諸分野の知見を活かしながら、①犯罪被害者支援及び②犯罪者及び非行少年の処遇の議論をしてきました。これらの知見や議論は、いじめにおける①’被害児童生徒及び保護者への支援並びに②’加害児童生徒への指導及び支援に活かしていくことができるのではないかと考えています。

3　いじめ防止対策推進法の強靭化に向けて

いじめ防止対策推進法の弱点は、学校や学校の設置者が同法、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」をはじめとする法規範に違反していても、それを是正する手段を規定しておらず、実効性を必ずしも確保できていない点にあると思われます。

私は、第三者性、専門性、迅速性及び法的拘束力等の点で優れていることから、いじめの認定及びいじめに対する措置、さらには重大事態の調査を家庭裁判所が担うことができるように制度を構築すべきであると思料します。この点については、今後、論文を書いて問題提起をしていきたいと考えています。

特集 コラムその4

「季刊教育法」と「学校安全」考

弁護士 原田敬三

当会は喜多会長のご縁で、ｴｲﾃﾞﾙ研究所の『季刊教育法』に当会の活動コーナー『学校安全コーナー』に毎号掲載させて戴いている。担当は大園さん。

『季刊教育法』の「学校安全コーナー」が学校関係者の様々な目に触れる立ち位置にある事を自覚するとき、2頁余の小論稿ながら、「被害者側」「子ども側」目線で掘り下げた講演と討議を世に紹介する使命は決して小さくない。

本来２頁の割り当て頁数も、しばしば３頁４頁に膨らみ、大園さんには迷惑を掛けている。

このコーナーは、当初、学校事故にまつわる諸問題を掲載させていただいた。

部活事故や裁判事例の紹介である。発生した事故事件から、事前の事故防止に軸足を置いた活動を展望して、「学校安全」の言葉が入った。その象徴が『みんなの学校安全ーいのちを大事にする社会へ』（喜多明人・浅見洋子編著 2016年７月出版）である。

「安全」に重心を置いた取り組みを意図した会活動は、取り上げるテーマが学校事故分野に限定した時に比べてはるかに広範である。
学校安全の課題は予防と表裏とされる。

予防は、裁判・法律面からのアプローチでは不十分であるから。カウンセラーや心理分野の専門家からの視点も必要不可欠となる。

これを意識して、『みんなの学校安全』は、熱中症死亡被害について福島・会津の成田さんが冒頭レポートを執筆し、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、スクールカウセラー・・と各専門家の執筆が連なる構成となった。

学校外問題では、2011年３月11日の東北大震災で、地震津波などの災害に対する備えが全国的予防策として意識されるようになった。

学校内課題として現在最大課題とされる「いじめ自殺」問題は、その前段階の「重大事態」に対する調査を学校自身に義務付ける法律「いじめ防止対策推進法」が１０年前に成立し、予防発見の課題が学校と教育委員会の課題として今日定着している。

＊　＊　＊　＊　＊

取り組み対象の大きさに比べて、会運営の中心的支えがいまだに弁護士学者に偏っていることは大きな悩みである。それぞれの専門家集団との連携で課題に取り組めるか、いまが正念場である。
校則問題などの分野でこれからも学校内の改善改革は進むであろう。

今、学校内問題で一番気がかりな問題は、学校の教師が加害者として正面に登場してきていることである。教師集団を軸に安全予防対し体制を構築する建付けが危機に瀕している。
部活顧問による暴力しごきの日常化は、いまだに根絶したとはいえない。
当会のメール相談は過去１年間に９８件を数えたが、その過半数は教師による「加害」であった。

性的加害は教師加害の最悪の例であるが、ここから始めなければならない。
今年４月から施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を強力に活用し、真剣な運用を各教育委員会に迫るにせまることが私たちの責務となる。

特集

コラムその5

追悼　渡部吉泰先生

弁護士　出井博文

2013年、私の上の子がまだ小学生だった頃、学校事件・事故被害者全国弁護団が結成されるとのことで、私は最初から参加させていただき、勉強会を重ねていきました。学校事件・事故、少年事件、ＰＴＡ等で、何が正しい在り方なのかが分からないことも多く、学校との交渉がうまくいったり、あるいは勝たなければならない案件で敗訴したり、暗中模索といった状況でした。

子どもの権利、子どもの意見表明、という、ごく当たり前のことは実は難しく、国民・市民にとって頼りになるはずの弁護士会すらもどうもあやしく、この権利の実現を実践する弁護士は、実はわが国では極めて少数であることを知っていく中で、確固たるものを感じた弁護士のうちの一人が渡部吉泰先生でした。

被害者に寄り添うということ、生身の人間の苦しみを幾分かでも和らげること、それが正義の実現であること、とかく訴訟技術云々に追われる勉強が主体である業界において、その機械的な精密さとは全く別次元の、人間性を知るという繊細さ・神経質さを要求される分野であった学校事件・事故というのは、おそらくやりたがる弁護士はほぼいないのではないかと思われる分野です。それこそビジネスロイヤーとは対極の仕事です。子どもを傷つけられあるいは失うという極限の悲劇を癒す作業にマニュアルなどはありません。

私は渡部先生の活動については、ほんの一つの場面を垣間見たにすぎませんし、彼のことをよく知っているとは言えません。私生活上、どのような葛藤があり、どのような事件を担当してきたのか、私は１００分の１も知りません。しかし勉強会でお会いした際の言説の迫力は感じましたし、多分に感性的な物言いもする方でした。事件においておかしいというところを明らかにする探求、食い下がり方、後進へのリスペクト、おかしいものをおかしいという潔さや勇気をお持ちでした。世間を知らない子どもしか「王様は裸だ」と言えなかったことを、大の大人が堂々と、学校う教育委員会、文部科学省が悪いのだと。そう言うきなのだと。学校や教育委員会は、いじめを無視し、部活の事故の責任を回避し、綺麗な学校、素晴らしい学校を演出します。そのために、教育委員教は、学校が上げた報告書の表現を、当然のように改変します。

組織の論理なのか、内部表現の外部表現への転換なのか、その過程で事態がだいぶ変わり、ゆがみます。

学校においていじめどあるはずはない、学校が生徒を傷つけるわけがない…渡部先生は、そのような操作には動じません。

一見武骨な感じも受けますし、話が長いこともありますが、思うようにならない現実をどうにかしようという気力で満ちていました。

歴史に残る偉業である、滋賀県大津市でのいじめ自殺事件における第三者委員会に参加し、横山巌委員長（故人）とともに報告書を作成されました。これはいじめ防止対策推進法の策定にもつながりました。

学校事件の被害者側は、より重い主張・立証負担があります。技術的な問題もそうですが、それをやろうとするマインド、勝ってやらなければ浮かばれないというプレッシャー、何より子どもを大事に思う純粋さ、えてして小細工に走り、どうでもいい仕事を作ってアリバイ作りに奔走することなどやめて、正面衝突を厭わない体力・気力、そして高裁でひっくり返すという有能さ、運命と悟ったのか、進んで火中の栗を拾い、なんとかしようと努力をしてきました。彼の努力は貴重でした。正義のにおいを感じたのは、被害者だけではありません。

先日も学校事故の相談会がありました。目の前の悪夢のような現実は続いています。法律ができても、第三者委員会が何を言おうが、何も変わらないのではないかという無力感もあります。いじめを気のせいだという教師、成長期の子どもに重篤な障害を負わせる部活のスパルタ顧問…子どもの権利が無視されるこの国で、自分の関わるごく少数の事件の解決方法について、土俵際からひっくり返せと、渡部先生の気力・迫力が教えてくれます。渡部先生も、戦場に立ってきた男でしたし、私もかくあるべきだと思います。

渡部先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

「我々が重視すべきは、評論家の評価ではない。強い男がどう躓いたのか、誰のどの行為がよりよかったのかを指摘する男などではない。

我々が注目すべきは、顔を土と汗と血で汚して、実際に戦場に立っている男だ。勇敢に戦う男だ。どんな行為にも失意や失策はつきものであるし、そういう人々も過ちを犯し、何度も失策を演じるのだ。だが彼らはあくまでもなさんと努力し、偉大な情熱と偉大な努力を知っている。大義のために全力を傾注し、勝てば成功の美酒を味わい、敗れても戦いながら倒れる人々なのだ。そういう人々を、我々は、勝利も敗北も知らぬ冷えた臆病な魂と同じに語ることはできない。

セオドア・ルーズベルト

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.12

聖職と労働のあいだ

～教員の働き方改革への理論～

著　者　高橋 哲著
観光日　2022, 6, 10
体　裁　46・上製・カバー・286頁
定　価　3, 520円

教員の多忙化－いろいろなところで、これが当たり前のように聞かれる。私は、いじめ対応ができない教員らの言い訳ではないかと疑ったことがあった。しかし、この考えは多くの場合違っていた。自死事案を含めいじめ調査委員会の委員やいじめ防止対策の検証委員としての活動に数多く携わり、また、尼崎市や宝塚市で子どもオンブズパーソンの活動をする中で、たくさんの教員と出会い対話をしてきた。そこで実感したのは、教員は、実に様々な業務を抱えているがために、子ども一人ひとりに向き合ってじっくりと話を聴く時間がとりにくいということである。そのような意味で教員は多忙である。しかも、今や、この多忙化は重篤な域に達していると思われ、様々な問題が構造的に絡まっている。これでは、教員と子どもとの相互作用であるはずの「教育」は成り立たない。

このたび、この問題に関する重要な文献が出版された。著者である髙橋哲氏は、ご承知のとおり、新進気鋭の教育法学者である。本書は、いわゆる給特法の問題について深掘りしている。

給特法は、簡単に言うと、公立学校の教員について、給料月額４％に相当する教職調整額を支給する代わりに、時間外手当等は支払わず、また、時間外勤務を命ずる場合を、いわゆる超勤４項目に限定するというものである。ところが、この給特法があるために、超勤４項目に限らず、いくら時間外勤務をしたとしても、時間外手当は支払われないという効果を生み出した。

本書は、給特法が成立した歴史的背景、2019年の同法改正の経緯、その改正がもたらす悪影響など丁寧に記述している。髙橋氏は、学校における働き方改革は迷走していると指摘し、文科省が「在校等時間」と「労基法上の労働時間」とを使い分けしていることについて「労基法32条のもとでは成立しない」と明快に論破している。同法が抱える理論的な矛盾を明らかにしていく記述は圧巻であり、読み進めるうちに、髙橋氏のこの問題にかける熱い思いが伝わり、同氏の鼻息の荒さが聞こえてきそうである。

髙橋氏は、教員の超過勤務に関する損害賠償請求訴訟をする上での、争点の立て方にも言及している。これまで、これに関する訴訟は、時間外手当請求が主流であったが、同氏の提案する手法は、国家賠償請求である。法律構成の詳細は、本書を読んでいただきたいが、管理職としての校長の行為の違法性を争点とするものであり、訴訟の関係者を高度の葛藤状態に陥らせるという難しい問題を孕んでいる。本書も言及するように、立法によって解決するべき問題であることは明らかである。

本書の最後には、比較法的観点から提言も書かれている。提言内容を実現するのはハードルが高そうであるが、子どもの人権保障のためには、その重要な支え手である教員らの労働条件の問題にも焦点化し、その改善を訴えていくことも必要である。

文責　弁護士　曽我智史